ペット霊園の設置（変更）に関する
市長協議の手引き

川崎市

はじめに・・・

　川崎市では、ペット霊園の設置等が適正に行われることで、公衆衛生を確保し、良好な生活環境の保全及びペット霊園の設置者等と近隣住民等との良好な関係の構築に資することを目的として「川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱」を制定し指導を行っています。ペット霊園を設置する場合は、本手引きを参考に手続きを進めてください。

　なお、ペット霊園の変更を行う場合も、市長協議が必要になることがあります。計画段階で健康福祉局保健医療政策部生活衛生課に御相談ください。

1　事前相談

ペット霊園を設置する場合は、予定地、規模及び開業見込み時期等について、事前に御相談ください。計画の立案に当たっては、近隣住民等との良好な関係の構築のため、責任体制を明確にし、無理のない設置計画及び維持管理計画を立てるようにしましょう。

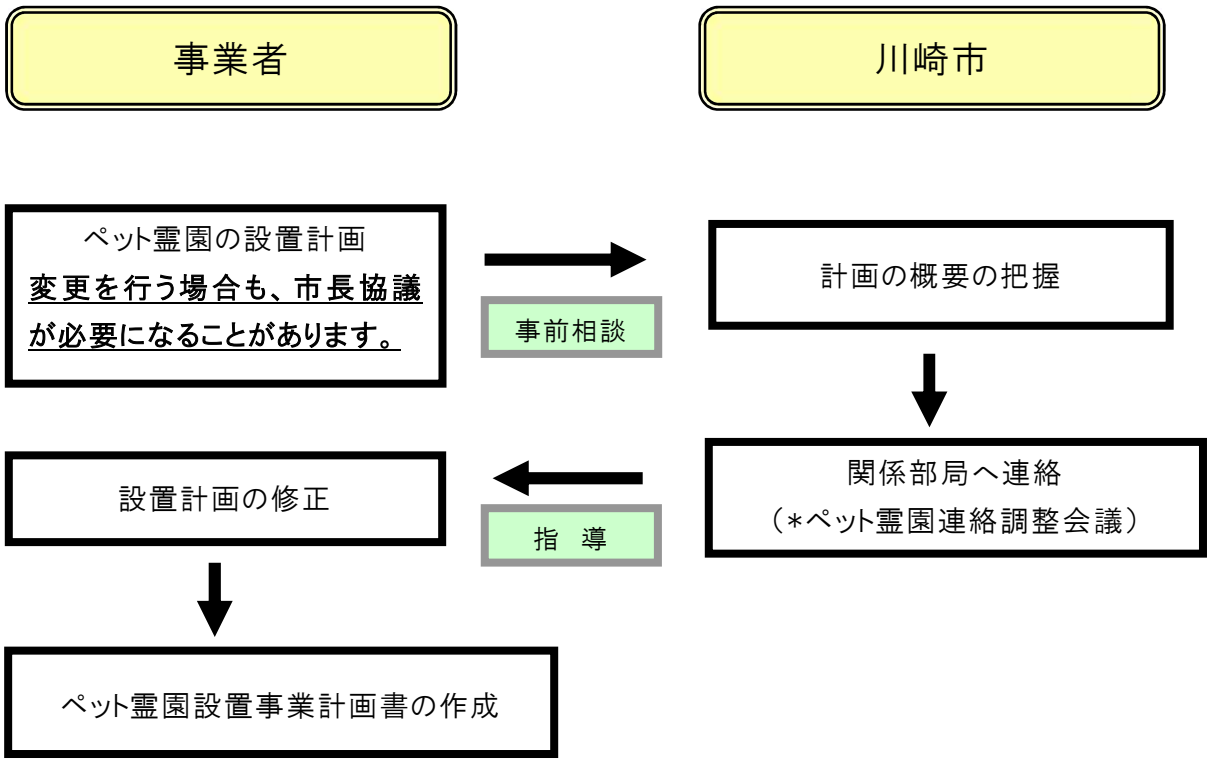

*ペット霊園連絡調整会議とは

この要綱の適正な実施を図るため、行政内でペット霊園連絡調整会議において、情報共有と協議を行います。出席者は以下の通りです。（事業者の出席はありません。）

（1）環境局環境対策部環境対策推進課長

（2）まちづくり局指導部建築管理課担当課長

（3）健康福祉局保健医療政策部生活衛生課長

（4）その他、必要な関係職員

2　市長との協議の申出

川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（抜粋）

（市長との協議）

第3条　ペット霊園を設置しようとするもの（以下「事業者」という。）は、当該設置に係る法令上の手続を行おうとする日（法令上の手続を要しない場合にあっては、当該設置の工事に着手しようとする日）前に、当該ペット霊園の設置等に関する事業計画について、市長との協議を行わなければならない。

2　事業者は、前項の規定により市長との協議を行うときは、ペット霊園設置事業計画書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3　ペット霊園設置事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）法人の登記事項証明書（事業者が法人以外である場合は、代表者の住民票の写し。）

（2）ペット霊園を設置しようとする土地及び建物の登記事項証明書（建物の一部又は全部を使用して納骨堂のみのペット霊園を設置する場合にあっては、当該建物の登記事項証明書）

（3）ペット霊園を設置しようとする土地及び隣接地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し

（4）ペット霊園の計画平面図

（5）火葬設備の構造、処理能力その他の仕様を記載した書類

（6）ペット霊園の火葬設備等に関する維持管理計画書（第2号様式）

（7）その他事業計画の詳細を示す書類

（変更に係る市長との協議等）

第10条　ペット霊園を設置しているもの（以下「設置者」という。）が、次に掲げる変更をしようとするときは、当該変更に係る法令上の手続を行おうとする日（法令上の手続を要しない場合にあっては、当該変更の工事に着手しようとする日）前に、当該ペット霊園の変更に関する事業計画について、市長との協議を行わなければならない。

（1）ペット霊園の区域の変更

（2）墳墓予定地の新設、増設又は区域の変更

（3）納骨堂の新設又は増設

（4）火葬設備の新設又は増設

（5）火葬設備を有する施設又は付帯施設の新設又は増設

2　設置者は、前項の規定により市長との協議を行うときは、ペット霊園変更事業計画書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

3　ペット霊園変更事業計画書には、第3条第3項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付しなければならない。

（準用）

第11条　第4条から第9条までの規定は、前条第1項の規定による市長との協議を行おうとする場合に準用する。ただし、設置者が、市長との協議を申し出て、市長が軽易な事項と認めたときは、第4条及び第5条に基づく手続きは省略することができる。

設置計画が決まりましたら、必要書類（下記参照）を健康福祉局保健医療政策部生活衛生課（川崎市役所本庁舎13階）に提出してください。

【注意事項】

（1）書類を確認後、必要に応じて修正を指示することがあります。

（2）提出いただく書類の写しが必要な場合は、ペット霊園設置事業計画書（又は変更事業計画書）と、それに伴う添付書類を2部ずつ提出してください。
（収受印を押印し、1部をお返しします。）

【必要書類】

（1）ペット霊園設置事業計画書（第1号様式）
（変更の場合は変更事業計画書（第13号様式））

（2）法人の登記事項証明書（法人以外の場合は代表者の住民票の写し）

（3）土地及び建物の登記事項証明書（建物の一部又は全部を使用して納骨堂のみのペット霊園を設置する場合は建物の登記事項証明書）

（4）土地及び隣接地の図面の写し

（5）計画平面図

（6）火葬設備の構造、処理能力その他の仕様を記載した書類

（7）火葬設備等に関する維持管理計画書

（8）その他事業計画の詳細を示す書類

※変更の場合は、変更事項の新・旧それぞれの内容がわかる書類を添付してください。

3　標識の設置

川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（抜粋）

（標識の設置）

第4条　事業者は、ペット霊園設置事業計画書を市長に提出したときは、速やかに、ペット霊園の設置を予定する区域の外部から見やすい場所に、標識（第3号様式）を設置しなければならない。

2　事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに、標識設置届（第4号様式）を市長に提出するものとする。

3　第1項の規定により設置された標識は、第9条に規定するペット霊園工事完了届を市長に提出する日まで設置するものとする。

事業者はペット霊園設置事業計画書（第1号様式）もしくは変更事業計画書（第13号様式）を提出後、速やかに標識（第3号様式）を設置し、標識設置届（第4号様式）を提出します。

【注意事項】

（1）標識を確認後、必要に応じて修正を指示することがあります。

（2）標識はペット霊園工事完了届（第12号様式）を提出する日まで設置してください。

【必要書類】

（1）標識（第3号様式）

（2）標識設置届（第4号様式）

（3）標識を設置した場所が明示された図面

（4）標識の設置状況が分かる写真

（5）標識の記載内容が分かる写真

4 説明会の開催

川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（抜粋）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（5）近隣住民等 ペット霊園を設置しようとする土地の境界線から水平距離が110メートルの範囲内の土地若しくは建物の所有者又は病院、診療所、学校及び社会福祉施設の管理者をいう。

（説明会の開催等）

第5条 事業者は、前条第1項の規定により標識を設置したときは、速やかに、近隣住民等に対し、ペット霊園の設置等に関する事業計画について、説明会を開催し、当該事業計画に対する理解を十分に得るよう努めなければならない。

2 前項の説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。

（1）事業者に係る事項

（2）ペット霊園の名称及び所在地

（3）ペット霊園の概要

（4）工事着手予定日

（5）工事完了予定日

（6）ペット霊園の維持管理の方法

（7）次項に規定する意見及び第5項に規定する協議の申出の方法及び申出先

標識を設置後、速やかに近隣住民等に対して、事業計画についての説明会を開催します。対象となる住民等は条例第2条のとおり、ペット霊園を設置しようとする（もしくは設置している）土地の境界線から水平距離が110メートルの範囲内の土地若しくは建物の所有者又は病院、診療所、学校及び社会福祉施設の管理者となります。

【注意事項】

（1）説明会の対象者※については次頁を御確認ください。

（2）土地・建物の所有者は、土地の登記事項証明書等で確認してください。

（3）説明会対象者名簿（説明会参加有無を問わない）、及びペット霊園の土地の境界線から水平距離110メートル範囲内の見取図を、説明会実施報告書の添付書類として御提出いただきますので、作成をお願いいたします。

（4）説明会は、多くの近隣住民等が出席しやすい場所と日時を選んで開催してください。また、対象者の出席状況に応じて、曜日又は時間を変え開催回数を適宜追加してください。

（5）説明会の案内は、説明会開催日の10日前までには、説明会の資料を添付し通知してください。

（6）説明は、事業者が責任を持って行ってください。

（7）説明会では、事業者に係る事項、ペット霊園の名称及び所在地、ペット霊園の概要、工事着手予定日、工事完了予定日、ペット霊園の維持管理の方法について説明してください。

（8）ペット霊園の設置計画に関する意見がある場合の申出方法、申出期限、回答方法等を提示し、近隣住民等の了承を得るよう努めてください。

（9）意見の申出は30日以内ですが（次頁参照）、事業者と申出者の間で日数の増加が了承された場合は、その日数とします。

（10）工事上の細かい部分については、事業者に代わって設計者や施工者等が補足説明を行っても差し支えありませんが、専門家以外の者にもわかりやすい説明を行ってください。その際に、ペット霊園と地域の生活環境との調和に関する配慮についても併せて説明してください。

（11）説明会の案内を受け取らなかった方及び欠席した方に対しても、計画を周知するため、可能な限りの方策をとるよう努めてください。

※説明会の対象者について

ア　地図上のペット霊園を設置しようとする（又は設置している）土地の境界線の角から、水平距離が110メートルとなる円を描く。

イ　円と円が重なるくぼみ部分（赤く塗られた部分）は、土地の形に合わせて円をつなぐ。

ウ　アで描いた円と、イで引いた線の中及び線上に位置する次の者が説明会の対象者となります。

（ア）　土地もしくは建物の所有者

（イ）　病院、診療所、学校もしくは社会福祉施設の管理者

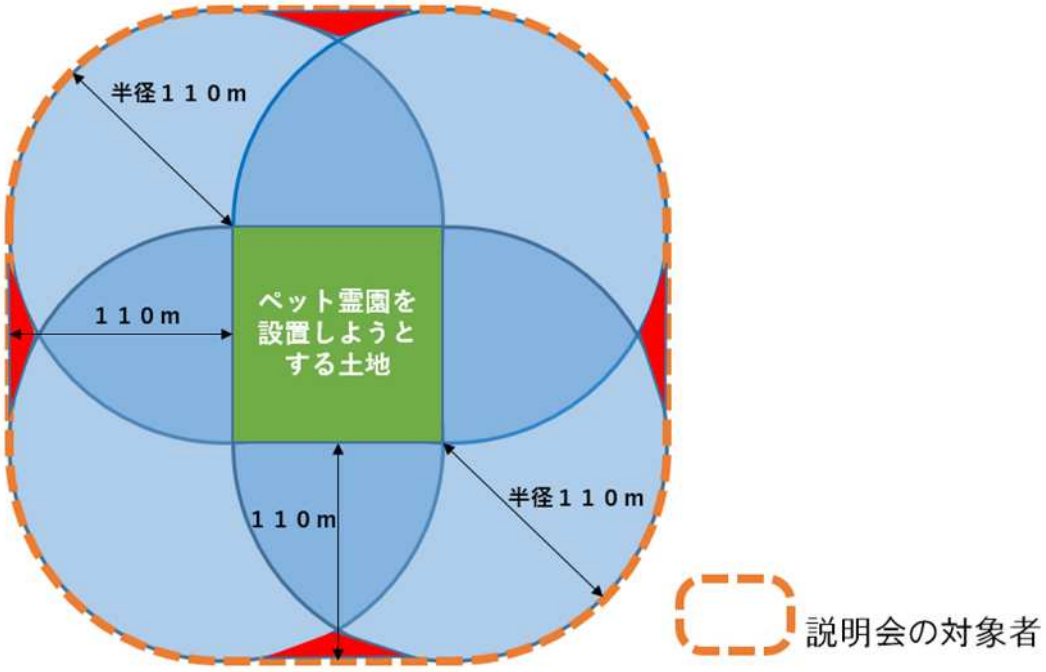

5　意見の申出に対する回答

川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（抜粋）

（説明会の開催等）

第5条

3　近隣住民等は、第1項の規定による説明会終了後、30日以内に事業者に意見を申し出ることができる。

4　事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした近隣住民等に対し、回答しなければならない。

意見の申し出に対しては、文書で、明確に、わかりやすく回答し、速やかに、意見に対する回答実施報告書（第6号様式）を提出してください。

【注意事項】

（1）複数回答した場合は都度、意見に対する回答実施報告書（第6号様式）を提出してください。

（2）意見に対する回答実施報告書（第6号様式）の内容を確認する必要がある場合は、書類記載内容を当該意見の申出者に開示し、回答の内容に相違ないことを確認することがあります。

（3）回答の内容が不十分であると判断される場合には、再度回答し、意見に対する回答実施報告書（第6号様式）を提出するよう指導することがあります。

【必要書類】

（1）意見に対する回答実施報告書（第6号様式）

（2）個別訪問を行った場合はその状況を詳細に記録したもの

6　協議の申出

川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（抜粋）

（説明会の開催等）

第5条

5　近隣住民等は、前項の規定による回答に不服があるときは、事業者に協議を申し出ることができる。

協議の申出は、文書で受け取るようにしてください。近隣住民との良好な関係の構築のため、形式的な実施でなく、可能な限り双方の意見の一致が図られるよう協議を行い、合意又は確認した事項について文書に記録し、遵守するようにしてください。

7　近隣住民等説明会実施報告書

川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（抜粋）

（説明会の開催等）

第5条

7　事業者は、第1項の説明会を実施したときは近隣住民等説明会実施報告書（第5号様式）を、第4項の規定による回答をしたときは意見に対する回答実施報告書（第6号様式）を、前項の規定による協議をしたときは近隣住民等協議実施報告書（第7号様式）を、速やかに、市長に提出するものとする。

説明会の実施後、速やかに近隣住民等説明会実施報告書（第5号様式）を提出してください。

【注意事項】

（1）複数回説明会を開催した場合は、予定したすべての説明会を実施後、提出してください。

（2）必要に応じて説明会を追加した場合は、その都度、速やかに、提出してください。

（3）個別訪問を行った場合は、その状況を詳細に記録したものを提出してください。

（4）説明会の案内を受け取らなかった方及び欠席した方への対応についても報告してください。

（5）報告書の内容を確認する必要がある場合は、報告内容を近隣住民等に開示し、説明の内容と相違ないことを確認することがあります。

（6）説明の内容が不十分であると判断される場合には、再度説明会を開催し、改めて報告書を提出するよう指導することがあります。

【必要書類】

（1）近隣住民等説明会実施報告書（第5号様式）

（2）説明対象者名簿及びペット霊園の土地の境界線から水平距離110メートル範囲内の見取図

（3）出席者名簿

（4）説明会の配布資料

（5）説明会の議事録

8　市長協議の終了

川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（抜粋）

（協議済通知書の送付等）

第7条　市長は、事業者から提出されたペット霊園設置事業計画書の内容を審査し、ペット霊園が前条に規定する設置基準に適合していると認め、かつ、第1条の目的に照らして、修正を指示すべき事項がないと認めるときは、第5条各項に定める手続が終了した後に、協議済通知書（第8号様式）により、当該事業者に通知するものとする。

2　市長は、前項の規定による審査により、修正すべき事項があるときは、必要に応じて、事業計画修正指示書（第9号様式）により、当該事業者に指示するものとする。

3　事業者は、協議済通知書を受けた後でなければ、ペット霊園の設置に係る法令上の手続（法令上の手続を要しない場合にあっては、当該設置の工事の着手）を行ってはならない。

手続終了後、川崎市長から協議済通知書（第8号様式）が送付されます。建築確認申請等の他法令に基づく手続きは、協議済通知書受領後に行ってください。

9　工事の着手

川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（抜粋）

（工事着手届等）

第8条　協議済通知書を受けた事業者は、ペット霊園の設置に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ、ペット霊園工事着手届（第10号様式）を市長に提出するものとする。

2　前条第1項に規定する協議済通知書を受けた事業者がペット霊園の設置の工事を中止したときは、速やかに、ペット霊園工事中止届（第11号様式）を市長に提出するものとする。

協議済通知書（第8号様式）を受領後、ペット霊園工事着手届（第10号様式）を提出してください。工事着手は届出提出後となります。

【必要書類】

（1）ペット霊園工事着手届（第10号様式）

10　工事の完了

川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（抜粋）

（工事完了届）

第9条　事業者は、ペット霊園の設置の工事が完了したときは、速やかに、ペット霊園工事完了届（第12号様式）を市長に提出するものとする。

工事が完了しましたら速やかにペット霊園工事完了届（第12号様式）を提出してください。必要に応じて現地の確認をさせていただきますので、御協力をお願いします。

【必要書類】

（1）ペット霊園工事完了届（第12号様式）

参考：市長との協議が不要な変更及び廃止の届出について

川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（抜粋）

（変更及び廃止の届出）

第12条　設置者は、第10条第1項の規定による市長との協議を行う場合を除き、ペット霊園設置事業計画書の記載事項又は第3条第3項各号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、速やかに、ペット霊園変更届（第14号様式）を市長に提出するものとする。ただし、地位の承継の届出をした場合を除く。

2　ペット霊園変更届には、第3条第3項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。

3　設置者は、ペット霊園を廃止したときは、速やかに、ペット霊園廃止届（第15号様式）を市長に提出するものとする。

要綱第10条に該当しない変更について、市長との協議が不要です。市長との協議の要否の判断については、必ず計画段階で健康福祉局保健医療政策部生活衛生課に御相談ください。

【必要書類】

（1）ペット霊園変更届（第14号様式）（廃止の場合はペット霊園廃止届（第15号様式））

（2）変更の場合は、変更事項の新・旧それぞれの内容がわかる書類

ペット霊園の設置（変更）に関する市長協議の手引き

平成２７（２０１５）年３月策定
平成２８（２０１６）年４月改訂
令和７（２０２５）年４月改訂

川崎市健康福祉局保健医療政策部生活衛生課
電　話：０４４－２００－２４４７
ＦＡＸ：０４４－２００－３９２７